



2018年8月23日

各 位

会 社 名 櫻 島 埠 頭 株 式 会 社
代 表 者 役 職 代表取締役社長 氏名 平井 正博
(コード番号：9353 東証第2部)
問 合 せ 先 役 職 取締役(総務部担当) 氏名 増田 康正
電 話 番 号 06-6461-5331

社外取締役及び監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第25条第2項及び第32条第2項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間で、責任限定契約を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 社外取締役及び監査役の氏名

社外取締役 五十嵐 英男 種村 泰一
常勤監査役 葛原 史朗
社外監査役 鹿島 文行 遠藤 眞廣

2. 責任限定契約の締結日

2018年8月23日

3. 責任限定契約の締結の理由

社外取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役と監査役との間で責任限定契約を締結することを検討し、契約の内容に合意が取れましたので、お知らせするものです。

4. 責任限定契約の根拠

当社定款（抜粋）

第25条第2項（取締役の責任免除）

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第32条第2項（監査役の責任免除）

当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

以 上